

物流・運送業等の事業主の皆さまへ

社員の

詳しくはホームページをご覧くださいか、山口労働局又は
お近くのハローワークへお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索

中型免許・大型免許等の取得に

助成金を活用できます！

2024年問題に対応する
ために、社員を増やしたい
けど研修を実施したり、
免許を取らせたり、費用が
厳しいなあ・・・



人材開発支援助成金
を使えば、訓練費用
が助成されますよ！

費用の削減も！



助成金受給までの流れ

事前準備

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

STEP 1 計画提出

訓練開始日の1か月前まで
に管轄のハローワーク
又は労働局に提出。

STEP 2 訓練実施

計画に沿って訓練を実施。

STEP 3 支給申請

訓練終了日の翌日から
2か月以内に管轄の
ハローワーク又は労働局に
申請。



山口労働局助成金センター (TEL 083-902-1564)

LL060930職対

人材育成支援コース（人材育成訓練）

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

支給要件

- ①訓練開始日の1か月前までに計画届をハローワーク又は労働局に提出すること
- ②申請事業主が訓練期間中も対象労働者に適正に賃金を支払うこと
- ③申請事業主が支給申請日までに訓練経費を全額負担すること
- ④対象労働者の職務に直接関連する訓練であること
- ⑤訓練時間数が10時間以上の訓練であること
- ⑥OFF-JTであること

※ 助成金の支給にはその他にも一定の要件を満たす必要があります。

助成率・助成額

(1) 助成率・助成額 ※（ ）内は中小企業以外の助成率・助成額

支給対象となる訓練		経費助成率		賃金助成額 (1人1時間当たり)	
		通常分	賃金要件・資格等手当要件を満たす場合 (注1)	通常分	賃金要件・資格等手当要件を満たす場合 (注1)
人材育成 訓練	正規雇用 労働者	45% (30%)	+15% (+15%)	760円 (380円)	+200円 (+100円)
	有期契約 労働者等	60%	+15%		
	正社員転換	70%	+30%		

注1：訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改正前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、または、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。

(2) 受講者1人1訓練あたりの経費助成限度額・1年度1事業所あたりの助成限度額 (注2、注3)

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上		1事業所 1年度あたりの 助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
15万円	10万円	30万円	20万円	50万円	30万円	1,000万円

注2：賃金助成限度額（1人1訓練あたり）は1,200時間。

注3：訓練受講回数は労働者1人につき、1年度で3回まで。